

「労災保険からのお知らせです」

あなたは通院費を
請求していますか？

労災の通院費の支給対象が変更になりました
この機会にぜひひ確認してください！

支給対象となる通院は、住居地又は勤務地から、原則、片道2km以上の通院
であつて、①から③のいずれかに該当するものです。

- ① 同一市町村内の医療機関へ通院したとき
（同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき
等も含まれます。）
- ② 同一市町村内に適切な医療機関があつても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しやすいとき
- ③ 同一市町村及び隣接する市町村内に適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの医療機関へ通院したとき

この取扱いは、平成20年11月1日以降の通院から適用になります。

詳細につきましては、最寄りの労働局又は

労働基準監督署にお問い合わせください。